

改正後	改正前
および移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 2 確認を受け、または適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) 3 建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合(この表の備考4に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 4 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 5 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。 (2) ≪現行どおり≫ ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の建築設備につき <u>27,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>12,000円</u>) イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備につき <u>17,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>6,900円</u>) (3) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査 工作物に関する確認申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知手数料 ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の工作物につき <u>25,000円</u> イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する	(2) ≪省略≫ ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の建築設備につき <u>26,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>11,000円</u>) イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備につき <u>14,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>6,000円</u>) (3) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査 工作物に関する確認申請または法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知手数料 ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の工作物につき <u>24,000円</u> イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する

改正後	改正前																																												
場合 1の工作物につき<u>16,000円</u> (4) <u>法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する</u>法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア <u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である</u>場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料	場合 1の工作物につき<u>13,000円</u> (4) 法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定が適用される</u>場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>19,000円</u></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td><u>29,000円</u></td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td><u>36,000円</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>300平方メートル</u>以内のもの</td><td><u>39,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>300平方メートルを超え、500平方メートル</u>以内のもの</td><td><u>47,000円</u></td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>66,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>85,000円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td><u>290,000円</u></td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td><u>560,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>39,000円</u>	<u>300平方メートルを超え、500平方メートル</u> 以内のもの	<u>47,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>66,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>18,000円</u></td></tr> <tr> <td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td><u>27,000円</u></td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td><u>34,000円</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>500平方メートル</u>以内のもの</td><td><u>46,000円</u></td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>67,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>86,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td><u>570,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>46,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>86,000円</u>	《省略》	《省略》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>300,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>570,000円</u>
床面積の合計	1件についての手数料の額																																												
30平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>																																												
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>29,000円</u>																																												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>																																												
200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>39,000円</u>																																												
<u>300平方メートルを超え、500平方メートル</u> 以内のもの	<u>47,000円</u>																																												
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>66,000円</u>																																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u>																																												
《現行どおり》	《現行どおり》																																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>																																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>																																												
床面積の合計	1件についての手数料の額																																												
30平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>																																												
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>																																												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>																																												
200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>46,000円</u>																																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																																												
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>																																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>86,000円</u>																																												
《省略》	《省略》																																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>300,000円</u>																																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>570,000円</u>																																												

改正後	改正前																																				
備考 《現行どおり》 イ 建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為または同法第 12 条第 2 項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の(7)から(9)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(7)から(9)までに定める額を加えた額 建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される場合の手数料 (7) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>300 平方メートル未満のもの</td><td><u>9,400 円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>27,000 円</u></td></tr> <tr> <td>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>81,000 円</u></td></tr> <tr> <td>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>127,000 円</u></td></tr> <tr> <td>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>161,000 円</u></td></tr> <tr> <td>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>201,000 円</u></td></tr> <tr> <td>50,000 平方メートル以上のもの</td><td><u>282,000 円</u></td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。	床面積の合計	1 件についての手数料の額	300 平方メートル未満のもの	<u>9,400 円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>27,000 円</u>	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>81,000 円</u>	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>127,000 円</u>	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>161,000 円</u>	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>201,000 円</u>	50,000 平方メートル以上のもの	<u>282,000 円</u>	備考 《省略》 イ 建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知に係る建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定部分について次の表により算定した額を加えた額 建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される場合の手数料 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>300 平方メートル未満のもの</td><td><u>9,000 円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>26,000 円</u></td></tr> <tr> <td>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>77,000 円</u></td></tr> <tr> <td>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>123,000 円</u></td></tr> <tr> <td>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>155,000 円</u></td></tr> <tr> <td>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</td><td><u>194,000 円</u></td></tr> <tr> <td>50,000 平方メートル以上のもの</td><td><u>271,000 円</u></td></tr> </table> 備考 床面積の合計は、建築物省エネ法第 11 条第 1 項の規定が適用される建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な部分の建築物の床面積について算定し、申請中に建築物エネルギー	床面積の合計	1 件についての手数料の額	300 平方メートル未満のもの	<u>9,000 円</u>	《省略》	《省略》	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>26,000 円</u>	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>77,000 円</u>	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>123,000 円</u>	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>155,000 円</u>	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>194,000 円</u>	50,000 平方メートル以上のもの	<u>271,000 円</u>
床面積の合計	1 件についての手数料の額																																				
300 平方メートル未満のもの	<u>9,400 円</u>																																				
《現行どおり》	《現行どおり》																																				
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>27,000 円</u>																																				
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>81,000 円</u>																																				
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>127,000 円</u>																																				
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>161,000 円</u>																																				
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>201,000 円</u>																																				
50,000 平方メートル以上のもの	<u>282,000 円</u>																																				
床面積の合計	1 件についての手数料の額																																				
300 平方メートル未満のもの	<u>9,000 円</u>																																				
《省略》	《省略》																																				
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>26,000 円</u>																																				
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>77,000 円</u>																																				
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>123,000 円</u>																																				
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>155,000 円</u>																																				
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>194,000 円</u>																																				
50,000 平方メートル以上のもの	<u>271,000 円</u>																																				

改正後	改正前														
1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。 3 床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。 (4) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 a 一戸建て住宅 1件につき4,700円 b 共同住宅または長屋住宅 <table border="1"> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td><td>9,400円</td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの</td><td>45,000円</td></tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの</td><td>81,000円</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの</td><td>129,000円</td></tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの</td><td>196,000円</td></tr> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	300平方メートル未満のもの	9,400円	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	20,000円	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	45,000円	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	81,000円	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	129,000円	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	196,000円	<u>消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》
床面積の合計	1件についての手数料の額														
300平方メートル未満のもの	9,400円														
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	20,000円														
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	45,000円														
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	81,000円														
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	129,000円														
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	196,000円														

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 259 491 315">もの</td><td data-bbox="491 259 764 315"></td></tr> <tr> <td data-bbox="213 315 491 405">50,000平方メートル以上のもの</td><td data-bbox="491 315 764 405">297,000円</td></tr> </table>	もの		50,000平方メートル以上のもの	297,000円	
もの					
50,000平方メートル以上のもの	297,000円				
備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。 3 床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。 (ウ) 当該申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額 (5) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき <u>32,000円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>18,000円</u>） (6) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第88	《改正後に新設》 (5) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき <u>34,000円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>19,000円</u>） (6) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第88				

改正後	改正前																																												
条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の工作物につき27,000円 (7) 《現行どおり》 ア 建築物省エネ法第11条第1項に規定する<u>要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である</u>場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料	条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の工作物につき27,000円 (7) 《省略》 ア 建築物省エネ法第11条第1項の<u>規定が適用される</u>場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料																																												
<table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>16,000円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td><u>30,000円</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>300平方メートル</u>以内のもの</td><td><u>35,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></td><td><u>43,000円</u></td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>62,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>79,000円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td><u>280,000円</u></td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td><u>550,000円</u></td></tr> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>35,000円</u>	<u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	<u>43,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>79,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000円</u>	<table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>17,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td><u>31,000円</u></td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>500平方メートル</u>以内のもの</td><td><u>43,000円</u></td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>64,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>82,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</td><td><u>290,000円</u></td></tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td><td><u>560,000円</u></td></tr> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>	《省略》	《省略》	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>43,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>64,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>82,000円</u>	《省略》	《省略》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>
床面積の合計	1件についての手数料の額																																												
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>																																												
《現行どおり》	《現行どおり》																																												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>																																												
200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>35,000円</u>																																												
<u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	<u>43,000円</u>																																												
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>																																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>79,000円</u>																																												
《現行どおり》	《現行どおり》																																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>																																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000円</u>																																												
床面積の合計	1件についての手数料の額																																												
30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>																																												
《省略》	《省略》																																												
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>																																												
200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>43,000円</u>																																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																																												
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>64,000円</u>																																												
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>82,000円</u>																																												
《省略》	《省略》																																												
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>																																												
50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>																																												
備考 《現行どおり》 イ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する<u>要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築</u>	備考 《省略》 イ 建築物省エネ法第11条第1項の<u>規定が適用される</u>場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知																																												

改正後	改正前																																				
<u>物である</u>場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知に係る建築物の<u>床面積の合計の区分に応じ</u>第4号イの表により算定した額を加えた額 (8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき<u>30,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>18,000円</u>) (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または法第18条第28項の規定に基づく通知手数料	に係る建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定部分について第4号イの表により算定した額を加えた額 (8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき<u>32,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>19,000円</u>) (9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築物に関する中間検査申請または法第18条第28項の規定に基づく通知手数料																																				
<table> <tr> <th>中間検査を行う部分の床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>16,000円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>300平方メートル以内のもの</u></td><td><u>35,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u></td><td><u>41,000円</u></td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>60,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>77,000円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内</td><td><u>270,000円</u></td></tr> </table>	中間検査を行う部分の床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>35,000円</u>	<u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	<u>41,000円</u>	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>60,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	<u>270,000円</u>	<table> <tr> <th>中間検査を行う部分の床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td><td><u>17,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、<u>500平方メートル以内のもの</u></td><td><u>42,000円</u></td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>63,000円</u></td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td><u>80,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内</td><td><u>280,000円</u></td></tr> </table>	中間検査を行う部分の床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>	《省略》	《省略》	200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>42,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>63,000円</u>	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>80,000円</u>	《省略》	《省略》	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	<u>280,000円</u>
中間検査を行う部分の床面積の合計	1件についての手数料の額																																				
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>																																				
《現行どおり》	《現行どおり》																																				
200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>35,000円</u>																																				
<u>300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>	<u>41,000円</u>																																				
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>60,000円</u>																																				
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>																																				
《現行どおり》	《現行どおり》																																				
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	<u>270,000円</u>																																				
中間検査を行う部分の床面積の合計	1件についての手数料の額																																				
30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>																																				
《省略》	《省略》																																				
200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル以内のもの</u>	<u>42,000円</u>																																				
《改正後に新設》	《改正後に新設》																																				
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>63,000円</u>																																				
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>80,000円</u>																																				
《省略》	《省略》																																				
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	<u>280,000円</u>																																				

改正後	改正前								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="213 259 491 315">もの</td><td data-bbox="491 259 766 315"></td></tr> <tr> <td data-bbox="213 315 491 394">50,000平方メートルを超えるもの</td><td data-bbox="491 315 766 394"><u>490,000円</u></td></tr> </table>	もの		50,000平方メートルを超えるもの	<u>490,000円</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="829 259 1104 315">もの</td><td data-bbox="1104 259 1378 315"></td></tr> <tr> <td data-bbox="829 315 1104 394">50,000平方メートルを超えるもの</td><td data-bbox="1104 315 1378 394"><u>510,000円</u></td></tr> </table>	もの		50,000平方メートルを超えるもの	<u>510,000円</u>
もの									
50,000平方メートルを超えるもの	<u>490,000円</u>								
もの									
50,000平方メートルを超えるもの	<u>510,000円</u>								
(10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき<u>28,000円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>17,000円</u>） (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき<u>20,000円</u> (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または法第18条第38項第1号もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき<u>130,000円</u> (13) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (13)の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 1件につき<u>37,000円</u> (14) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 1件につき<u>37,000円</u>	(10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 1の建築設備につき<u>25,000円</u>（小荷物専用昇降機については、<u>15,000円</u>） (11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料 1の工作物につき<u>17,000円</u> (12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または法第18条第38項第1号もしくは第2号（これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき<u>120,000円</u> (13) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (13)の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 1件につき<u>33,000円</u> (14) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 1件につき<u>33,000円</u>								

改正後	改正前
(15) 法第 4 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査 道路内における建築認定申請手数料 1 件につき <u>32,000 円</u> (16)～(17) ≪現行どおり≫ (18) ≪現行どおり≫ ア イまたはウに掲げる場合以外の場合 1 件につき <u>170,000 円</u> イ 法第 4 8 条第 1 6 項第 1 号に掲げる許可をする場合 1 件につき <u>100,000 円</u> ウ 法第 4 8 条第 1 6 項第 2 号に掲げる許可をする場合 1 件につき <u>140,000 円</u> (19) ≪現行どおり≫ (19)の 2 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1 件につき <u>32,000 円</u> (20) ≪現行どおり≫ (20)の 2 法第 5 3 条第 5 項第 4 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1 件につき <u>37,000 円</u> (21) 法第 5 3 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1 件につき <u>37,000 円</u> (22) ≪現行どおり≫ (23) 法第 5 5 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の高さの特例認定申請手数料 1 件につき <u>32,000 円</u> (23)の 2～(25) ≪現行どおり≫ (26) 法第 5 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>32,000 円</u> (27)～(29) ≪現行どおり≫ (30) 法第 6 8 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の	(15) 法第 4 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査 道路内における建築認定申請手数料 1 件につき <u>27,000 円</u> (16)～(17) ≪省略≫ (18) ≪省略≫ ア イまたはウに掲げる場合以外の場合 1 件につき <u>180,000 円</u> イ 法第 4 8 条第 1 6 項第 1 号に掲げる許可をする場合 1 件につき <u>110,000 円</u> ウ 法第 4 8 条第 1 6 項第 2 号に掲げる許可をする場合 1 件につき <u>130,000 円</u> (19) ≪省略≫ (19)の 2 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1 件につき <u>27,000 円</u> (20) ≪省略≫ (20)の 2 法第 5 3 条第 5 項第 4 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1 件につき <u>33,000 円</u> (21) 法第 5 3 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1 件につき <u>33,000 円</u> (22) ≪省略≫ (23) 法第 5 5 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の高さの特例認定申請手数料 1 件につき <u>27,000 円</u> (23)の 2～(25) ≪省略≫ (26) 法第 5 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>27,000 円</u> (27)～(29) ≪省略≫ (30) 法第 6 8 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の

改正後	改正前
建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画または沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区または沿道再開発等促進区内における建築物の容積率、建築物の建蔽率または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (31) 《現行どおり》 (32) 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (33) 法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち誘導容積型の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (34) 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (35) 《現行どおり》 (36) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (37) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内に	建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画または沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区または沿道再開発等促進区内における建築物の容積率、建築物の建蔽率または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (31) 《省略》 (32) 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (33) 法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち誘導容積型の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (34) 法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (35) 《省略》 (36) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (37) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内に

改正後	改正前
おける建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>3 2, 0 0 0 円</u> (38) 法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の建蔽率に関する認定に対する審査 地区計画区域内における建築物の建築面積の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>3 2, 0 0 0 円</u> (39) ≪現行どおり≫ (40) 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 仮設建築物建築許可申請手数料 1 件につき <u>1 4 0, 0 0 0 円</u> (40)の 2 ≪現行どおり≫ (41) 法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 一団地の特例認定申請手数料 建築物の数が 1 または 2 である場合にあっては <u>8 5, 0 0 0 円</u>、建築物の数が 3 以上である場合にあっては <u>8 5, 0 0 0 円</u> に 2 を超える建築物の数に <u>2 6, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (42) 法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例認定申請手数料 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合にあっては <u>8 5, 0 0 0 円</u>、建築物の数が 2 以上である場合にあっては <u>8 5, 0 0 0 円</u> に 1 を超える建築物の数に <u>2 6, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (43) 法第 8 6 条第 3 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物の数が 1 または 2 である場合にあっては 2 2 0, 0 0 0 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 2 2 0, 0 0 0 円に 2 を超える建築物の数に <u>2 6, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (44) 法第 8 6 条第 4 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例ならびに建	おける建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>2 7, 0 0 0 円</u> (38) 法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の建蔽率に関する認定に対する審査 地区計画区域内における建築物の建築面積の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>2 7, 0 0 0 円</u> (39) ≪省略≫ (40) 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 仮設建築物建築許可申請手数料 1 件につき <u>1 2 0, 0 0 0 円</u> (40)の 2 ≪省略≫ (41) 法第 8 6 条第 1 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 一団地の特例認定申請手数料 建築物の数が 1 または 2 である場合にあっては <u>7 8, 0 0 0 円</u>、建築物の数が 3 以上である場合にあっては <u>7 8, 0 0 0 円</u> に 2 を超える建築物の数に <u>2 8, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (42) 法第 8 6 条第 2 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例認定申請手数料 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が 1 である場合にあっては <u>7 8, 0 0 0 円</u>、建築物の数が 2 以上である場合にあっては <u>7 8, 0 0 0 円</u> に 1 を超える建築物の数に <u>2 8, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (43) 法第 8 6 条第 3 項の規定に基づく 1 または 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物の数が 1 または 2 である場合にあっては 2 2 0, 0 0 0 円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 2 2 0, 0 0 0 円に 2 を超える建築物の数に <u>2 8, 0 0 0 円</u> を乗じて得た額を加算した額 (44) 法第 8 6 条第 4 項の規定に基づく 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例ならびに建

改正後	改正前
建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (45) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては<u>85,000円</u>、建築物の数が2以上である場合にあつては<u>85,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (46) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (47) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,	建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に<u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (45) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては<u>78,000円</u>、建築物の数が2以上である場合にあつては<u>78,000円</u>に1を超える建築物の数に<u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (46) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に<u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (47) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,

改正後	改正前
000円に1を超える建築物の数に<u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (48) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査 1または2以上の建築物の認定または許可の取消し申請手数料 <u>7,000円</u>に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額 (49) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (50) 法第86条の8第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (51) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請に対する審査 法第86条の8第3項の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (5)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (5)の3 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 興行場等使用許可申請手数料 1件につき<u>140,000円</u> (5)の4 ≪現行どおり≫	000円に1を超える建築物の数に<u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した額 (48) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査 1または2以上の建築物の認定または許可の取消し申請手数料 <u>6,400円</u>に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額 (49) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (50) 法第86条の8第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (51) 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請に対する審査 法第86条の8第3項の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (5)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (5)の3 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 興行場等使用許可申請手数料 1件につき<u>120,000円</u> (5)の4 ≪省略≫

改正後	改正前
(52) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (52)の2 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u> (53)～(58) 《現行どおり》 15～29 《現行どおり》 30 家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から<u>1年以内</u>（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から出産予定日の前日までおよび当該予定日から<u>1年以内</u>）の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。 (1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき<u>6,600円</u> (2) 母子を医療機関等に通所させて行うサービス 1日につき<u>3,400円</u> (3) 助産師が母子の家庭を訪問して行うサービス 1回につき<u>1,600円</u> 31～36 《現行どおり》 37 1歳未満の<u>子ども</u>を養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、1時間当たり500円とする。 38～41 《現行どおり》 42 低炭素建築物新築等計画の認定の審査に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>誘導性能基準</u>」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準を、「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準を、「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる</u>	(52) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (52)の2 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u> (53)～(58) 《省略》 15～29 《省略》 30 家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から<u>起算して1年を経過する日の前日まで</u>（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から<u>起算して</u>出産予定日の前日までおよび当該予定日から<u>起算して1年を経過する日の前日まで</u>）の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。 (1) 母子を医療機関に宿泊させて行うサービス 1日（1泊）につき<u>9,600円</u> 《改正後に新設》 (2) 助産師が母子の家庭を訪問して行うサービス 1回につき<u>2,100円</u> 31～36 《省略》 37 1歳未満の<u>子ども</u>を養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、1時間当たり500円とする。 38～41 《省略》 42 低炭素建築物新築等計画の認定の審査に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>性能基準</u>」および「<u>仕様基準</u>」とは、それぞれ<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。</u>

改正後	改正前																								
<u>基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。</u> (1) 《現行どおり》 ア 《現行どおり》 (ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき <table border="1" data-bbox="212 510 766 1518"> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</td><td><u>47,000 円</u>（評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の<u>用途に供する部分</u>に限る。）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、<u>8,700 円</u>）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td><u>50,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,700 円</u>）</td></tr> </table> (イ) <u>誘導仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき <table border="1" data-bbox="212 1617 766 1910"> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</td><td><u>25,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,700 円</u>）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td><u>26,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,700 円</u>）</td></tr> </table> (ウ) <u>誘導併用基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>47,000 円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>用途に供する部分</u> に限る。）、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>50,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>25,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>26,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）	(1) 《省略》 ア 《省略》 (ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき <table border="1" data-bbox="826 510 1380 1518"> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</td><td><u>45,000 円</u>（評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の<u>認定</u>に限る。）、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、<u>8,000 円</u>）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td><u>48,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,000 円</u>）</td></tr> </table> (イ) <u>仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき <table border="1" data-bbox="826 1617 1380 1910"> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</td><td><u>24,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,000 円</u>）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td><td><u>25,000 円</u>（評価書面の添付がなされたものにあつては、<u>8,000 円</u>）</td></tr> </table> 《改正後に新設》	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>45,000 円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>認定</u> に限る。）、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>48,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>24,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>25,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）
区分	1 件についての手数料の額																								
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>47,000 円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>用途に供する部分</u> に限る。）、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> 、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）																								
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>50,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）																								
区分	1 件についての手数料の額																								
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>25,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）																								
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>26,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700 円</u> ）																								
区分	1 件についての手数料の額																								
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>45,000 円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>認定</u> に限る。）、建築基準法第 77 条の 2 第 1 項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。）の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）																								
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>48,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）																								
区分	1 件についての手数料の額																								
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	<u>24,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）																								
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	<u>25,000 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000 円</u> ）																								

改正後		改正前	
区分	1件についての手数料の額		
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）		
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円）		
イ 《現行どおり》		イ 《省略》	
(ア) <u>誘導仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(ア) <u>性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>82,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>77,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u> ）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>128,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>121,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>209,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>49,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>197,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>295,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>278,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u> ）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>568,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>534,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>126,000円</u> ）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>994,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u> ）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>936,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>188,000円</u> ）

改正後		改正前	
方メートル未満のもの		方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,817,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>301,000円</u> ）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,709,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>283,000円</u> ）
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>40,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>38,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u> ）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>64,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>61,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>23,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>111,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>49,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>104,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>164,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u> ）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>294,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>277,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>126,000円</u> ）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>493,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u> ）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>464,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>188,000円</u> ）

改正後		改正前	
床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	<u>859,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>301,000円</u> ）	床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	<u>808,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>283,000円</u> ）
(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準の併用の基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	
区分	1件についての手数料の額		
床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	61,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）		
床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）		
床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円）		
床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円）		
床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円）		
床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円）		
床面積の合計が	1,338,000円（評価		

改正後		改正前	
50,000平方メートル以上のもの	書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)		
ウ 《現行どおり》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		ウ 《省略》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>244,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>231,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>302,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>292,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>20,000円</u>)
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>385,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円</u>)	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>364,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u>)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>543,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>512,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>81,000円</u>)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>665,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u>)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>627,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>125,000円</u>)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>783,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>166,000円</u>)	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>738,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>156,000円</u>)
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>891,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>206,000円</u>)	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>840,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>194,000円</u>)

改正後		改正前	
50,000平方メートル未満のもの		50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,107,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>286,000円</u> ）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,043,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>270,000円</u> ）
(イ) モデル建物法（ <u>基準省令第1条第1項第1号</u> ならびに第10条第1号イ（2）およびロ（2）の規定による評価する方法をいう。以下同じ。）の評価によるもの		(イ) モデル建物法（ <u>建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号</u> ならびに第10条第1号イ（2）およびロ（2）の規定による評価する方法をいう。以下同じ。）の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>96,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>91,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>120,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>116,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>20,000円</u> ）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>155,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円</u> ）	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>147,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>246,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>232,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>81,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>318,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>125,000円</u> ）
床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	<u>380,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>100,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	<u>359,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>100,000円</u> ）

改正後		改正前	
方メートル以上 25,000平方 メートル未満 のもの	ては、 <u>166,000円</u>	方メートル以上 25,000平方 メートル未満 のもの	ては、 <u>156,000円</u>
床面積の合計が 25,000平方 メートル以上 50,000平方 メートル未満 のもの	<u>445,000円</u> （評価書面 の添付がなされたものにあつ ては、 <u>206,000円</u> ）	床面積の合計が 25,000平方 メートル以上 50,000平方 メートル未満 のもの	<u>419,000円</u> （評価書面 の添付がなされたものにあつ ては、 <u>194,000円</u> ）
床面積の合計が 50,000平方 メートル以上 のもの	<u>574,000円</u> （評価書面 の添付がなされたものにあつ ては、 <u>286,000円</u> ）	床面積の合計が 50,000平方 メートル以上 のもの	<u>540,000円</u> （評価書面 の添付がなされたものにあつ ては、 <u>270,000円</u> ）
エ 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》 (3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、<u>4,800円</u>） (4)～(5) 《現行どおり》 43～46 《現行どおり》 47 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準）を、「併用基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準を、「誘導性能基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準を、「誘導仕様基準」とは、基準		エ 《省略》 (2) 《省略》 (3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額（法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、<u>5,000円</u>） (4)～(5) 《省略》 43～46 《省略》 47 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。	

改正後	改正前																																
<u>省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準を、「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。</u> (1) <u>法第11条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の判定または<u>法第12条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知の判定に対する審査 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額 <u>ア イからエまでに掲げる場合以外の場合</u> (ア) (イ)に掲げるものの以外のもの	(1) <u>法第12条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の判定または<u>法第13条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知の判定に対する審査 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額 <u>ア 判定を受けようとする建築物の全部が工場等（工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する建築物。以下同じ。）の用途以外の場合</u> (ア) (イ)に掲げるものの以外のもの																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td><td><u>242,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td><u>383,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td><u>541,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td><u>663,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td><u>781,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td><u>889,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u>	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>383,000円</u>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>541,000円</u>	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>663,000円</u>	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>781,000円</u>	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>889,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td><td><u>230,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td><td><u>290,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td><u>362,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td><u>510,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td><u>625,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td><u>736,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td><u>838,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>290,000円</u>	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>362,000円</u>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>510,000円</u>	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>625,000円</u>	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>736,000円</u>	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>838,000円</u>
区分	1件についての手数料の額																																
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u>																																
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u>																																
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>383,000円</u>																																
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>541,000円</u>																																
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>663,000円</u>																																
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>781,000円</u>																																
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>889,000円</u>																																
区分	1件についての手数料の額																																
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u>																																
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>290,000円</u>																																
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>362,000円</u>																																
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>510,000円</u>																																
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>625,000円</u>																																
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>736,000円</u>																																
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>838,000円</u>																																

改正後		改正前	
メートル未満のもの		メートル未満のもの	
床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>1, 1 0 5, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>1, 0 4 1, 0 0 0 円</u>
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）		備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積（増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。）	
(イ) モデル建物法の評価によるもの		(イ) モデル建物法の評価によるもの	
区分	1 件についての手数料の額	区分	1 件についての手数料の額
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>9 4, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>8 9, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 1 8, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 1 4, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 5 3, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 4 5, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 4 4, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 3 0, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 1 6, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 9 8, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 7 8, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 5 7, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 4 3, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 1 7, 0 0 0 円</u>

改正後		改正前	
のもの		のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>572,000円</u>	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>538,000円</u>
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の <u>床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）</u>		備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の <u>非住宅部分の床面積（増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。）</u>	
イ 判定を受けようとする建築物の全部が工場等（工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する建築物。以下同じ。）の用途の場合		イ 判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途の場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>34,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>33,000円</u>
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>46,000円</u>	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>45,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>105,000円</u>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>102,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u>	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>149,000円</u>
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>190,000円</u>	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>183,000円</u>
床面積の合計が25,000平方メートル以上	<u>234,000円</u>	床面積の合計が25,000平方メートル以上	<u>226,000円</u>

改正後		改正前	
上50,000平方メートル未満のもの		上50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>323,000円</u>	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>311,000円</u>
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）		備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積（増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。）	
(イ) モデル建物法の評価によるもの		(イ) モデル建物法の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>22,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>21,000円</u>
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>29,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>28,000円</u>
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>41,000円</u>	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>40,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>98,000円</u>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>95,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>147,000円</u>	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>142,000円</u>
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>182,000円</u>	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>175,000円</u>
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>224,000円</u>	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>216,000円</u>

改正後		改正前	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>311,000円</u>	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>300,000円</u>
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）		備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積（増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。）	
㊦ 判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) (イ)および(ウ)に掲げるもの以外によるもの a 一戸建て住宅		≪改正後に新設≫	
区分	1件についての手数料の額		
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円		
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円		
b 共同住宅または長屋住宅			
区分	1件についての手数料の額		
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円		
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円		
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円		
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円		

改正後

改正前

床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	566,000円														
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,000円														
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,815,000円														
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積） (イ) 仕様基準に適合するものとして判定を受けようとするとき a 一戸建て住宅 <table> <tr> <th>区分</th> <th>1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</td> <td>24,000円</td> </tr> </table> b 共同住宅または長屋住宅 <table> <tr> <th>区分</th> <th>1 件についての手数料の額</th> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの</td> <td>109,000円</td> </tr> </table>			区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000円	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000円	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000円	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000円	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの
区分	1 件についての手数料の額														
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000円														
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000円														
区分	1 件についての手数料の額														
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000円														
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000円														
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	109,000円														

改正後

改正前

以上5,000平方メートル未満のもの		
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円	
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円	

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）

(ウ) 併用基準に適合するものとして判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円

b 共同住宅または長屋住宅

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満	59,000円

改正後		改正前
のもの		
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メー トル未満のもの	9 4, 0 0 0 円	
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル 以上 5, 0 0 0 平方 メートル未満のもの	1 5 8, 0 0 0 円	
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル 以上 1 0, 0 0 0 平 方メートル未満のも の	2 2 7, 0 0 0 円	
床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メー トル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	4 3 0, 0 0 0 円	
床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メー トル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満 のもの	7 4 3, 0 0 0 円	
床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メー トル以上のもの	1, 3 3 6, 0 0 0 円	
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積） エ 判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額 (ア) (イ)および(ウ)に掲げるもの以外によるもの a 一戸建て住宅		

改正後		改正前
区分	1件についての手数料 の額	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	44,000円（評価書面（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号または第3号の規定に適合することの確認に必要な図書。以下この号において同じ。）の添付がなされたものにあつては、6,600円）	
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）	
b 共同住宅または長屋住宅		
区分	1件についての手数料 の額	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）	
床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	566,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、143,000円）	

改正後		改正前
トル以上 25,000 平方メートル未満のもの	たものにあつては、132,000 円)	
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000 円)	
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,815,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000 円)	
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積 (建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)		
(イ) 仕様基準に適合するものとして判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)	
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600 円)	
b 共同住宅または長屋住宅		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)	
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、2	

改正後		改正前
トル未満のもの	2,000円)	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)	
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)	
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)		
(ウ) 併用基準に適合するものとして判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅		
区分	1件についての手数料の額	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)	
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)	

改正後	改正前																
b 共同住宅または長屋住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料 の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が30平方メートル未満のもの</td><td>59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</td><td>1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）</td></tr> </tbody> </table> 備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積） (2) <u>法第11条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または<u>法第12条第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または<u>法第13条第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定	区分	1件についての手数料 の額	床面積の合計が30平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	床面積の合計が30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）	(2) <u>法第12条第2項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または<u>法第13条第3項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定
区分	1件についての手数料 の額																
床面積の合計が30平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）																
床面積の合計が30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）																
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）																
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）																
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）																
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）																
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）																

改正後	改正前								
ギー消費性能確保計画の変更通知の判定に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。）<u>第13条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (4) <u>法第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（<u>法第30条第2項</u>の規定による申出がない場合に限る。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>法第29条第3項</u>に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）が一戸建て住宅の場合 (ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき	ギー消費性能確保計画の変更通知の判定に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。）<u>第11条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (4) <u>法第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（<u>法第35条第2項</u>の規定による申出がない場合に限る。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>法第34条第3項</u>に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）が一戸建て住宅の場合 (ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき								
<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td><td><u>44,000円</u>（評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の<u>用途</u>に供する部分に限る。）、<u>法第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>44,000円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>用途</u> に供する部分に限る。）、 <u>法第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td><td><u>43,000円</u>（評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の<u>認定</u>に限る。）、<u>法第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>43,000円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>認定</u> に限る。）、 <u>法第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）								
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>44,000円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>用途</u> に供する部分に限る。）、 <u>法第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関								
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）								
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>43,000円</u> （評価書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の <u>認定</u> に限る。）、 <u>法第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請								

改正後		改正前	
	が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 600円</u>)		の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>48, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>47, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 000円</u>)
(イ) <u>誘導仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) <u>仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>23, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	<u>22, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>24, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	<u>23, 000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6, 000円</u>)
(ウ) <u>誘導併用基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)		
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34, 000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 600円)		
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36, 000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 600円)		
イ 《現行どおり》		イ 《省略》	
(ア) <u>誘導性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(ア) <u>性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	

改正後		改正前	
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>80,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>76,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>126,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>207,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>47,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>195,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>293,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>276,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>78,000円</u> ）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>566,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>532,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>124,000円</u> ）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>992,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>198,000円</u> ）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>934,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>186,000円</u> ）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,815,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>363,000円</u> ）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,707,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>341,000円</u> ）

改正後		改正前	
0平方メートル以上のもの	ては、 <u>299,000円</u>)	0平方メートル以上のもの	ては、 <u>282,000円</u>)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>38,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>36,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>62,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>59,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>109,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>47,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>102,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>162,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>152,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>78,000円</u> ）
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>292,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>275,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>124,000円</u> ）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>491,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>198,000円</u> ）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>462,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>186,000円</u> ）

改正後		改正前	
000平方メートル未満のもの		000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>857,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>299,000円</u> ）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>807,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>282,000円</u> ）
(ウ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）		
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）		
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）		
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）		
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）		
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）		

改正後		改正前	
のもの			
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）		
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）		
ウ 《現行どおり》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		ウ 《省略》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>300,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>19,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>290,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>18,000円</u> ）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>383,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>362,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>28,000円</u> ）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>541,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> ）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>510,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>79,000円</u> ）
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>663,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>100,000円</u> ）	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>625,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u> ）

改正後		改正前	
平方メートル以上210,000平方メートル未満のもの	は、 <u>130,000円</u>	平方メートル以上210,000平方メートル未満のもの	は、 <u>123,000円</u>
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>781,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>164,000円</u> ）	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>736,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>154,000円</u> ）
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>889,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>204,000円</u> ）	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>838,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>192,000円</u> ）
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,105,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>284,000円</u> ）	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,041,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>268,000円</u> ）
(イ) モデル建物の評価によるもの		(イ) モデル建物の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	区分	1件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>94,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>89,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>19,000円</u> ）	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>114,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>18,000円</u> ）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>153,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>145,000円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>28,000円</u> ）

改正後		改正前	
0 平方メートル未満のもの		0 平方メートル未満のもの	
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 4 4, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8 3, 0 0 0 円</u> ）	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 3 0, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>7 9, 0 0 0 円</u> ）
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 2 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 1 6, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1 3 0, 0 0 0 円</u> ）	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 2 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 9 8, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1 2 3, 0 0 0 円</u> ）
床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 7 8, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1 6 4, 0 0 0 円</u> ）	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>3 5 7, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1 5 4, 0 0 0 円</u> ）
床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 4 3, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>2 0 4, 0 0 0 円</u> ）	床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 1 7, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1 9 2, 0 0 0 円</u> ）
床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>5 7 2, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>2 8 4, 0 0 0 円</u> ）	床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>5 3 8, 0 0 0 円</u> （評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>2 6 8, 0 0 0 円</u> ）

エ 申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる住宅の種類に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分についてウに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額の合計額

(5) 法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 3 0 条第 2 項の規定による申出がある場合に限

エ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる住宅の種類に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分についてウに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額の合計額

(5) 法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 3 5 条第 2 項の規定による申出がある場合に限

改正後	改正前						
る。)に対する審査 第4号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (6) <u>法第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する<u>法第30条第2項</u>の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(<u>法第29条第2項第3号</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円) (7) <u>法第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する<u>法第30条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (8) 規則<u>第28条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を<u>第4号</u>に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 《改正前を削る》	る。)に対する審査 第4号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (6) <u>法第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する<u>法第35条第2項</u>の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(<u>法第34条第2項第3号</u>に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円) (7) <u>法第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する<u>法第35条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (8) 規則<u>第29条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を<u>第1号</u>に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 (9) <u>法第41条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり (ア) 性能基準の評価によるもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td><td>43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計</td><td>47,000円(評価書面の添</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)	床面積の合計	47,000円(評価書面の添
区分	1件についての手数料の額						
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)						
床面積の合計	47,000円(評価書面の添						

改正後	改正前																				
	<table> <tr> <td>が 2 0 0 平方メートル以上のもの</td><td>付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)</td></tr> </table> (イ) 仕様基準の評価によるもの <table> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの</td><td>2 2, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの</td><td>2 3, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)</td></tr> </table> イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり (ア) 性能基準の評価によるもの <table> <tr> <th>区分</th><th>1 件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの</td><td>7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、1 1, 0 0 0 円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの</td><td>1 1 9, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、2 1, 0 0 0 円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの</td><td>1 9 5, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、4 4, 0 0 0 円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの</td><td>2 7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、7 8, 0 0 0 円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計</td><td>5 3 2, 0 0 0 円 (評価書面の</td></tr> </table>	が 2 0 0 平方メートル以上のもの	付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	2 2, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	2 3, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)	区分	1 件についての手数料の額	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、1 1, 0 0 0 円)	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 1 9, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、2 1, 0 0 0 円)	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9 5, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、4 4, 0 0 0 円)	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、7 8, 0 0 0 円)	床面積の合計	5 3 2, 0 0 0 円 (評価書面の
が 2 0 0 平方メートル以上のもの	付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)																				
区分	1 件についての手数料の額																				
床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	2 2, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)																				
床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	2 3, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6, 0 0 0 円)																				
区分	1 件についての手数料の額																				
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、1 1, 0 0 0 円)																				
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 1 9, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、2 1, 0 0 0 円)																				
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 9 5, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、4 4, 0 0 0 円)																				
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 7 6, 0 0 0 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、7 8, 0 0 0 円)																				
床面積の合計	5 3 2, 0 0 0 円 (評価書面の																				

改正後	改正前	
	が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	添付がなされたものにあつては、124,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)
	(イ) 仕様基準の評価によるもの	
	区分	1件についての手数料の額
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)

改正後	改正前																		
	<table> <tr> <td>の</td><td></td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの</td><td>807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）</td></tr> </table> ウ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの <table> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計 が300平方メートル未満のもの</td><td>230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td><td>290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が2,000</td><td>510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつて</td></tr> </table>	の		床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）	床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）	床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）	床面積の合計 が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）	床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）	床面積の合計 が2,000	510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつて
の																			
床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円）																		
床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円）																		
床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの	807,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円）																		
区分	1件についての手数料の額																		
床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	230,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）																		
床面積の合計 が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）																		
床面積の合計 が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）																		
床面積の合計 が2,000	510,000円（評価書面の添付がなされたものにあつて																		

改正後	改正前										
	<table> <tr> <td>平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>は、79,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>625,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>736,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>838,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</td><td>1,041,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)</td></tr> </table>	平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	は、79,000円)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)
平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	は、79,000円)										
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)										
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)										
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)										
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)										
	(イ) モデル建物法の評価によるもの										
	<table> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td><td>89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td><td>114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)				
区分	1件についての手数料の額										
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)										
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)										

改正後	改正前	
	床面積の合計 が1, 0 0 0 平方メートル 以上2, 0 0 0 平方メート ル未満のもの	1 4 5, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、2 8, 0 0 0 円）
	床面積の合計 が2, 0 0 0 平方メートル 以上5, 0 0 0 平方メート ル未満のもの	2 3 0, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、7 9, 0 0 0 円）
	床面積の合計 が5, 0 0 0 平方メートル 以上10, 0 0 0 平方メート ル未満のもの	2 9 8, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、1 2 3, 0 0 0 円）
	床面積の合計 が1 0, 0 0 0 平方メート ル以上2 5, 0 0 0 平方 メートル未満 のもの	3 5 7, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、1 5 4, 0 0 0 円）
	床面積の合計 が2 5, 0 0 0 平方メート ル以上5 0, 0 0 0 平方メ ートル未満の もの	4 1 7, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、1 9 2, 0 0 0 円）
	床面積の合計 が5 0, 0 0 0 平方メート ル以上のもの	5 3 8, 0 0 0 円（評価書面の 添付がなされたものにあつて は、2 6 8, 0 0 0 円）
	エ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅 の用途に供するものである場合 住宅の用途 に供する部分についてアまたはイに掲げる住 宅の種類に応じて定める額および住宅の用途 以外の用途に供する部分についてウに掲げる 評価の方法の区分に応じて定める額の合計額	

改正後	改正前
《改正前を削る》 48～49 《現行どおり》	<u>(10)</u> 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（第2号、第3号および第8号において算定する場合を含む。） ア 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるものであつて、当該建築物の工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が、当該建築物の非住宅部分の床面積の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物の場合 第1号のイに定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 イ ア以外の場合 第1号のアに定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額 48～49 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第12号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、<u>こども</u>の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての<u>こども</u>が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2～4 《現行どおり》 第4条～第36条 《現行どおり》 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）および小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 《現行どおり》 第38条～第41条 《現行どおり》 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	第1条～第2条 《省略》 (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、<u>子ども</u>の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての<u>子ども</u>が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2～4 《省略》 第4条～第36条 《省略》 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）および小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 《省略》 第38条～第41条 《省略》 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

改正後	改正前
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。 (2)～(3) 《現行どおり》 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。 ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>3</u> 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 <u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者が<u>代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 <u>(2)</u> 市長が特定地域型保育事業者による代替保育	(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u> (2)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 特定地域型保育事業者と<u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>(2)</u> 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行